

## 令和7年4月の介護給付費算定に係る届出の提出期限について

令和7年4月に算定を開始する加算等に係る、介護給付費算定に係る届出（体制届出）の提出期限について、一部の加算等は厚生労働省から特例的な取扱いが提示されています。

これに伴い、体制届出の内容を整理した上で、沖縄県における届出の期限を下記のとおり設定いたします。

なお、届出の内容整理は現時点で発出されている各種通知等に基づき行ったものになります。今後、取扱い内容を変更する可能性がありますので御注意ください。取扱いの変更があった際は県ホームページ及び同報メールの一斉配信により周知いたします。

### 記

#### 1 特例的な届出の取扱いが提示されている加算等

- ①介護職員等処遇改善加算
- ②業務継続計画未策定減算
- ③身体拘束廃止未実施減算

#### 2 体制届出の種類及び提出期限整理表（令和7年4月分）

別表を参照してください。

#### 3 特例的な届出とその他通常の届出のいずれにも該当する場合の取扱い

通常の届出（1に該当しない加算等に係る届出）は、現時点で取扱いに係る通知が発出されていないため通常と同様の取扱いとしています。

特例的な届出に係る届出に該当する事業者がそれ以外の加算等の届出も行う際は、通常の体制届出に該当する加算等のみ、サービス区分に応じた期限内に一度届出を行っていただき、その後追加で該当する特例的な届出に該当する加算等の届出を行ってください。

#### 4 参考\_各届出に係る県ホームページ

各届出に必要な添付書類等については以下のページを御確認ください。

##### ①介護給付費算定に係る届出

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1018690/1007312.html>

##### ②令和6年介護報酬改定における経過措置の終了に係る届出 （業務継続計画未策定減算・身体拘束廃止未実施減算）

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1018690/1033305.html>

##### ③介護職員等処遇改善加算（令和7年度分の届出）

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1018690/1007310/1032928.html>

#### 5 参考\_令和7年5月分以降の届出について

令和7年5月分以降は通常のとおり取扱いとなります。

つきましては、令和7年5月分の届出期限は以下のとおりとなりますので、届出を行う施設・事業所においては適切に届け出ていただきますようお願いいたします。

##### ○居宅サービス

令和7年4月15日

※令和7年4月分の特例的な取扱いの加算等と同日となりますので御注意ください。

##### ○居住・施設サービス

令和7年5月1日

別表\_\_体制届出の種類及び提出期限整理表（令和7年4月分）

|    | 届出の内容                 | 対象                                                                                          | 届出期限                                                                                                               | 届出書類                                                                                      | 備考                                                                       |
|----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 通常の体制届出               | 以下のものを除く加算等を令和7年4月から算定する施設・事業所<br>・介護職員等処遇改善加算<br>・業務継続計画未策定減算<br>・身体拘束廃止未実施減算              | ○居宅サービス<br>令和7年3月15日<br><br>○居住・施設サービス<br>令和7年4月1日                                                                 | ①介護給付費算定に係る届出書<br>②介護報酬算定に係る体制等状況一覧表（令和6年6月以降のもの）<br>③届出を行う加算等ごとに提出が必要な書類<br>④提出書類チェックリスト | ①改訂様式が未発出のため、従前の届出様式を利用して届出期限までに届け出てください。<br>②従来の加算等の算定要件や提出書類に変更はありません。 |
| 2  | 介護職員等処遇改善加算           | 令和7年4月又は5月から当該加算を新規に算定する又は区分変更の届出を行う事業所<br>（加算区分Ⅰを取得するために、関係する加算（サービス提供体制強化加算など）を算定する場合を含む） | 令和7年4月15日                                                                                                          | ①介護給付費算定に係る届出書<br>②介護報酬算定に係る体制等状況一覧表（令和7年4月以降のもの）<br>③処遇改善計画書                             | ①改訂様式の発出後、届出期限までに届け出てください。<br>②令和7年3月に区分Ⅴ（1）～（14）のいずれかを算定していた事業所は届出必須です。 |
| 3  | 業務継続計画未策定減算           | 以下のサービス事業所<br>・訪問介護<br>・訪問入浴介護<br>・訪問看護<br>・訪問リハビリテーション<br>・福祉用具貸与                          | 令和7年4月15日                                                                                                          | ①介護給付費算定に係る届出書<br>②介護報酬算定に係る体制等状況一覧表（令和7年4月以降のもの）                                         | ①改訂様式の発出後、届出期限までに届け出てください。<br>②届出がない場合は減算型とみなし減算の対象となります。                |
| 4  | 身体拘束廃止未実施減算           | 以下のサービス事業所<br>・短期入所生活介護<br>・短期入所療養介護<br>・特定施設入居者生活介護<br>（短期利用型のみ）                           | 令和7年4月15日                                                                                                          | ①介護給付費算定に係る届出書<br>②介護報酬算定に係る体制等状況一覧表（令和7年4月以降のもの）                                         | ①改訂様式の発出後、届出期限までに届け出てください。<br>②届出がない場合は減算型とみなし減算の対象となります。                |
| 参考 | （令和7年5月以降）<br>通常の体制届出 | すべての加算等                                                                                     | ○居宅サービス<br>算定を行う月の前月の15日まで<br>（例）令和7年5月分<br>令和7年4月15日<br><br>○居住・施設サービス<br>算定を行う月の当月1日まで<br>（例）令和7年5月分<br>令和7年5月1日 | ①介護給付費算定に係る届出書<br>②介護報酬算定に係る体制等状況一覧表（令和7年4月以降のもの）<br>③届出を行う加算等ごとに提出が必要な書類<br>④提出書類チェックリスト | ①居宅サービスが令和7年5月分の届出を行う場合の期限は令和7年4月15日となります。特例的な届出の期限と同日になりますので御注意ください。    |